

やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】

奨学金の返還を 支援します！

募集期間

令和5年10月2日(月)～10月31日(火)

応募先

卒業後に定住予定の市町村(以下の市町村でのみ受付)

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、長井市、天童市、東根市
尾花沢市、中山町、朝日町、大江町、大石田町、最上町、舟形町、高畠町
川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、遊佐町**対象者**大学院、大学、高等専門学校、短大、専門学校
産業技術短期大学校、職業能力開発専門校の在学学生**対象奨学金**日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金、
県内市町村の奨学金 ※応募先市町村によって対象奨学金が異なります。**支援額**2万6千円×令和5年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数
4年制大学の場合の最大支援額 124万8千円(2万6千円×48か月)

STEP1

大学等在学中に
応募・認定

STEP2

大学等卒業後
県内に居住・就業

STEP3

3年経過後(※)
返還支援

※ 返還支援後さらに2年間、県内居住・就業を継続する必要があります。

県または定住を希望する市町村へお問い合わせください。詳細について裏面もご覧ください。

山形県 産業創造振興課
(地域産業振興担当)
TEL 023-630-2691

県 HP



- 各市町村の担当窓口一覧
- 各市町村対象奨学金一覧



1 募集対象者

次の(1)から(4)までの要件全てに該当することを応募資格としています。

(1) 次のA、Bのいずれかに該当する方

A 山形県内に居住しながら県内の高校等を卒業し、次の大学等に在学している方

ア 大学院（修士課程及び博士課程前期も含む） イ 大学

ウ 高等専門学校（第4、5学年及び専攻科に限る）

エ 短期大学 オ 専修学校専門課程

カ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門学校

B 県内に所在する大学等に在学している方

(2) 将来定住を希望する市町村が対象とする奨学金の貸与を受けている方又は今年度中に受ける予定の方（※市町村によって対象の奨学金が異なります。市町村の窓口にご確認いただくか、表面QRコードより一覧表をご確認ください。）

(3) 大学等を卒業後13か月以内に山形県内に居住かつ就業し、その後5年間以上継続する見込みの方

(4) 県内企業等へ就業又は県内で創業を希望する方

（公務員・医師・看護師等・保育士・介護福祉士、病院薬剤師は対象外）

2 助成金額

2万6千円×令和5年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数（上限：奨学金の返還残額）

（例）4年制大学の方で1年次に認定を受けた場合 26,000円×48か月＝1,248,000円が支援額の上限

※応募した市町村と実際に居住した市町村が異なる場合は、助成金額が1/2に減額となります。

3 応募方法

次の書類を、募集期間内に大学等を卒業後に居住を希望する市町村へ提出してください。

様式等は、山形県や市町村のホームページでダウンロードできます。

ア やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書（様式1）

イ 高等学校の卒業証明書（写し可）又は卒業証書の写し（県内高校等卒業者のみ）

ウ 大学等の在学証明書（写し可）又は学生証の写し

エ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し（奨学金の貸与を受けている方）

※ 応募者多数の場合、市町村ごとに選考を行います。上記のほかに選考に必要な書類の提出を求める場合がありますので、各市町村の指示に従ってください。

4 助成候補者の認定

募集人数を上回る応募があった場合は、選考を行います。選考結果は、令和5年11月下旬までに文書で通知します。（選考方法は、市町村ごとに異なります。）

5 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、13か月以内に山形県内に居住、かつ県内に3年間就業した場合に助成します。

（返還支援後さらに2年間、県内居住・就業を継続する必要があります。）

助成金は、山形県が奨学金の貸与機関に対して支払います。本人にはお支払いしません。

【このリーフレットは事業の概要を記載したものです。応募にあたっては、必ず募集要項をご確認ください。】